

令和4年度
事業計画書

救護施設ジョイガーデン

社会福祉法人 太陽社会福祉事業協会
救護施設 ジョイガーデン
令和4年度事業実施計画書

1. 施設の概要

(1) 施設の概要

① 施設種別 救護施設

② 所在地 〒679-4232

兵庫県姫路市林田町上伊勢1137-1

③ 定員 100名

(2) 職員配置基準 29名（施設長1名・事務員2名・看護師1名・栄養士1名・
生活指導員1名・介護職員17名・介助員1名・調理
員4名・嘱託医師1名）

(3) 事業開始年月日 平成17年12月16日

2. 施設運営基本方針

(1) 基本理念

共に太陽の愛を

(2) 基本方針

障害の種類を問わず支援を要する人が共に生きる場として、利用者を地域で生活する市民として尊重し、その基本的人権と健康で文化的な生活を保障する。と同時に、積極的な自立の助長を図り社会の一員としての立場を確立し、利用者の幸福の追及とその人らしい豊かな生活の実現の支援に最大限努める。

(3) 実践的目標

①利用者の基本的人権を保障し、主体性を尊重した自己実現の支援を図る。

- ・利用者を独立した人格として尊重し、人権擁護に最大限努める。
- ・利用者が主体的に自己実現を図れるよう、できる限り支援する。

②多様な障害や課題を持つ利用者のニーズに応じたサービスを提供する。

- ・利用者個々の生活の困難さに対応したサービスを提供する。
- ・ノーマライゼーションの考え方を踏まえ「共に生きる」ための生活環境を構築する。

- ③地域の社会資源におけるネットワークを構築し、地域に根ざした施設を目指す。
 - ・他法、他機関を含めた地域の社会資源とのネットワークを活用し、利用者のニーズに応じた支援を提供する。
 - ・救護施設自身が地域の社会資源として機能することを目指す。
- ④社会参加の機会を積極的に推進し、社会的自立を図る。

(4) 支援基本方針(支援目標)

- ①利用者主体
 - ・利用者一人ひとりの固有の生活を尊重した生活支援に努める。
- ②共同生活の療育的機能
 - ・多種多様な生活の困難さを抱える人達の共同生活の場として、規則やルールなどは利用者の意見・意向を反映したものとする。また、共に助け合い(共助)ながら生活していける環境を整える。
- ③自立向上の原則
 - ・インフォームドコンセントの考え方を全面的に導入し、利用者が残存能力を有効的に活用出来るように支援すると共に、自己責任において決定や選択が出来るよう最大限配慮し、充足感の感じられるサービスを提供する。
- ④サービスの普遍性
 - ・ノーマライゼーションに根差したQOLの向上を目指して、専門的・継続的サービスの展開に努める。
- ⑤就労機会の促進
 - ・個々の能力を最大限発揮し、利用者の満足度を高めるため積極的に就労の場並びに機会を提供する。
- ⑥対人援助支援を通し、利用者の心に寄り添うためにコミュニケーション能力の向上(受容・共感)を図る。

(5) 支援体制

- ①ケース担当

利用者に担当職員を置く。ケース担当職員は、担当利用者への支援提供実施の中心的役割を担う。利用者個々の支援内容については「救護施設個別支援計画書」を導入しケース担当が中心となって支援計画の立案と実施に取り組む。また、年1回の「計画の見直し」を基本に、それぞれの計画内容の必要に応じてモニタリングを実施し、計画の進行状況や現状の把握に努め、見直しを行うこととする。
- ②ケースグループ

ケース担当職員個人に負担が掛かりすぎないようにするため、職員を4つの班に分けて班内で協力して支援を実施していく。また、支援内容はそれぞれに関係す

る職員が把握しておく必要があり、そのための情報の伝播と意識の統一を図る。

③ケース会議(カンファレンス)

「救護施設個別支援計画書」の様式に沿って実施する。前回の支援計画のモニタリングや計画の更新・変更に伴う検討、新しい利用者の個別支援計画の立案を中心に検討していく。

3. 生活支援

(1) 目的

利用者個人や集団が円滑に生活を送れるようにするため、あるいは利用者が集団に属していくことで社会に適応していける能力を助長するため作業を組み込んだ日課を設定する。日常生活全般については、その方向として利用者主体、自主性の尊重を基本とした個別支援を目指す。

(2) ADL関係

基本的に自助自律の向上に配慮する。自分でできること(能力)と、していること(現状)を明確に把握

し、生活上に身の回りで出来る事は自分で行う事を前提に働きかけをしていく。ただし、年齢や心身の状態などから一遍どおりの対応では逆にやる気を喪失し、後退させてしまう事も少なくないため、その対応には十分に配慮する。ケース担当を中心として日常の状態把握に努め、その支援内容については個別支援計画の検討においてそれぞれの対応方法の明確化に努め、職員集団として円滑なADL支援が出来るように努める。

①食 事

障害や病状の程度に応じて刻み食やお粥、一口大のおにぎりにする等の配慮を行い、自力摂取を行えるよう自助具を活用する。

②入 浴

自立者は毎日午後4時から入浴できるよう浴室を開放する。要介助者・見守り浴は週3回(機械浴:月・水・金の日中 介助浴:火・木・土の日中)実施し、心身の健康増進に配慮する。

③排 泄

利用者の自立の観点からトイレ誘導を基本とする。しかし、身体状況に合わせておむつやパットの使用も視野に入れながら支援を行う。

④歩 行

施設内においては歩行の妨げにならないよう備品の配置に気を配る。また、残

存機能低下とならないよう適宜散歩やリハビリ誘導を行う。

(3) 清潔保持

身辺の清潔を保持するため、毎日の衣類交換や可能な限り利用者の力で洗濯ができるような援助等を基本とする。

①散 髪

月1回外部の理髪店より来ていただき施設内にて理髪してもらう。

②シーツ交換・布団クリーニング

シーツ交換は毎週火曜日2階の利用者、毎週水曜日3～5階の利用者に実施。布団クリーニングは半年に1回実施する。

③コップ消毒

隔週日曜日に2階の利用者、隔週水曜日に3～5階の利用者が持っているコップについて一括消毒し衛生維持を徹底する。

(4) 生きがい活動(アクティビティ)

施設での生活は単調であり、かつ個人的に趣味や娯楽に行動を起こすための動機や機会も少ないため、その楽しみの創造と動機付け、社会見聞を広げるために行事・クラブ活動・レクリエーション等を適宜実施する。

①行 事

(月別行事)

4月・・・観桜会(鹿島神社)、ソフトボール大会(林田町グラウンド)

5月・・・自然散策ツアー(青山 星の子館プラネタリウム※ADL面支援必要利用者用外出)

端午の節句

6月・・・映画鑑賞(アースシネマ姫路)・食事会、書写中学校吹奏楽部演奏会

7月・・・七夕会(利用者カラオケ大会開催)、高校野球観戦(兵庫県予選大会 in 姫路球場)

家族会

8月・・・日帰旅行(ひらパー)、花火大会(たつの)

9月・・・お月見・敬老会、日帰旅行(新舞子荘)

10月・・・ジョイガーデン祭り、ボーリング大会、喫茶外出(日帰り旅行不参加者)

11月・・・紅葉ツアー(書写山)、ソフトボール大会(林田町グラウンド)

12月・・・ジョイガーデン創立記念日(12月16日)

クリスマス・忘年会

1月・・・初詣（姫路総社）、餅つき

2月・・・節分

3月・・・ボーリング大会

（誕生会）

各利用者の誕生月に太陽福祉グループ内にあるレストラン「スワン」にて食事の提供を行う。また、施設からプレゼントを贈呈する。第2土曜日に実施する。令和4年度においても、コロナ禍への配慮必要。

（茶話会）

ボランティア来所時茶話会を設定し、余興を楽しみ利用者全員に飲み物とお菓子を提供し利用者同士の親睦を図ってもらう。

（ビデオ鑑賞会）

毎月2回日曜日に利用者の要望する映画を上映する。今年度より、前月末にタイトル等掲示実施。

（図書館）

毎週日曜日に姫路市立青山図書館(分館)へ送迎を行い好きな本の貸し出しを行い楽しんでもらう。

②クラブ活動

ラオケクラブ・・・毎週日曜日実施（クラブ員1～2回/月）

釣りクラブ・・・年間4回実施（クラブ員一人2回/年）

園内クラブ・・・12月～2月（農園休園時）硬筆クラブ・絵画クラブ等（クラブ員1回/週）

③レクリエーション

日々の散歩支援と共に、毎週土曜日に実施し、レクリエーションを通じ脳や体を動かして頂き、身体機能の維持向上、老化防止に努める。又、利用者同士のコミュニケーションの機会を提供する。今年度より、卓球・ボードゲーム・クロスワード等を行う。

(5) 週間スケジュール

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
6:30	起床・洗面・着替え・居室清掃						
7:30	朝食（治療食・介助食は7:10～）						
8:15	館内清掃作業						
8:45	各階廊下にてラジオ体操						
9:00	朝礼（放送）						
9:10	外出・館外清掃作業（太陽公園・白鳥城・三恵園）						

	病 院 受 診					
	農園作業（9：10～11：00） 下請け作業（カブトムシ・ハーネス・バリ 9：10～11：00）					
9:30		介助浴		介助浴		介助浴
12:00	昼 食 （治療食・介助食は 11：30～）					
	外出・病院受診・館内清掃作業（12:45～）					
13:00	機械浴		機械浴		機械浴	
13:30	下請け作業（カブトムシ・ハーネス・バリ 13：30～16：30） 館外清掃作業（三愛園・太陽園 13：30～16：30）					
13:40	各 階 廊 下 に て ラ ジ オ 体 操					
14:00		介助浴		介助浴		介助浴
15:00	農 園 作 業（15：00～16：30）					
15:30	一 般 浴（男性） ・ ユニットバス					
18:00	夕 食（治療食・介助食は 17：30～）					
18:30	一 般 浴（男性） ・ ユニットバス					
20:00	門 限 ・ 巡 回					
22:00	居 室 消 灯（居室内テレビ・冷暖房 OFF）					
23:00	全 館 消 灯（共用部消灯）					

(6) 社会生活関係

日々の生活において外出は、生活用品や嗜好品の購入という内容もあれば、趣味やレクリエーションといった意味合いのものもあり、それが持つ意味は大きく広いものがある。又、外出場面の中には副次的に様々な要素が含まれている。TPOを踏まえる事で、着替えや身だしなみ、おしゃれ、金銭の感覚、土地鑑や地理の把握、交通機関の利用、時間の使い方、目的に沿って確実に行動する事など人間は無意識に多くの事を情報処理しながら生活している。よって、生活支援とはこれらの事を全て含んで対応する必要がある。

①外 出

利用者が個々の欲求や必要に応じて自己で判断し自由に動けるように支援することを目的とし、公用車による送迎を行う。また、公用車の利用や公共交通機関の利用の際での付き添いについては利用者の必要に応じて対応していく。

(不定期便)

利用者個々の要望により行きたい場所への送迎を行う。片道12回/年に設定すると共に、範囲（施設から15Km以内）を設けている。※個別支援外出の無

い「短期入所者」は片道24回/年

(定期便)

施設から最寄のJR駅(太市駅)までの送迎バスを毎日2往復運行する。利用は自由で制限は設けない。

(便乗便)

病院受診以外でのルート範囲で乗車定員に余裕がある場合に便乗して頂く。

(フリーショッピング)

利用者の希望による買い物の送迎を行う。利用者が月に2回以上利用できるように配慮する。

(個別支援外出)

障害等により、ご自身で外出することが困難な利用者に対して個別支援計画に位置付けた外出支援を担当職員(生活支援員)が実施する。

②嗜好品、物品の購入、管理

嗜好品や物品の購入に関しては、近隣にお店が全く無く入手が難しいため外出やフリーショッピングを利用して買い物ができるように支援する。パンは隔週金曜日、おやつは月2回の販売を業者に来園願い実施する。

③金銭管理

基本的に自己管理とするが、自己管理ができない方には施設で管理を行う。管理は原則事務所で行うが、よりきめ細やかな個別対応が必要な利用者はスタッフルーム預かりとする。

④衣類支給

6～7月に夏物、10～11月に冬物を支給する。支給する衣類は利用者に自由に選んでもらうこととし、販売店への送迎を行う。

⑤利用者懇親会

利用者と施設の話し合いの場として毎月1回懇親会を実施する。利用者からのニーズを把握すると共に、施設から様々な連絡を行い、又、施設の方針を理解してもらうよう配慮する。

(7) 居宅生活訓練事業

当施設に入所している利用者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うと共に、訓練用住居(アパート等)を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、居宅生活への移行を支援することを目的として実施する。

①実施開始日 平成25年5月1日

②実施場所 たつの市

③人員 2名

④訓練内容

- ア)生活支援(服薬・食事・掃除・身だしなみ・金銭管理等)
- イ)日中活動(通所・作業等)
- ウ)地域移行に向けた支援(福祉や身内との調整・物件探し・就労支援・社会資源の確保等)

(8) アフター支援

必要に応じて、退所後の訪問、電話連絡等を実施して相談支援を行い、メンタル面でのサポートを主に行っていく。

4. 作 業

(1) 目 的

生活に一定のリズムを保ち体調及び精神安定を図るため、また身体機能の維持及び技能の習得も含めて継続的に作業ができるような環境を提供する。また、働くことで賃金を得る喜びを味わいそれが就労へのインセンティブとなるよう援助していく。作業を利用者の『自己決定』支援の手段として捉え『作業』を通して活動の喜びを伝える。

(2) 農作業

今年度も、作業時間を月・木・金の週3日とし、施設近隣に位置する農園で季節の野菜をつくる。収穫物は厨房業務の委託先である小野丸玉フーズに販売することを主とするが、職員への販売、レストハウススワンの食材、お土産コーナーにて販売も行う。昨年度から開始した、原木椎茸の栽培に加え、メダカの飼育作業、施設敷地内（職員駐車場）での生花の栽培等を予定している。

(3) 内職作業

カブトムシ作業、バリ取り作業、ハーネス作業、封入作業を継続実施する。

- ・(有)くわちゃんハウス（カブトムシ作業）常時
- ・井上化成(株)(バリとり作業) 常時
- ・植田紙工（ハーネス作業）常時
- ・ミタチパッケージ（封入作業）随時

(4) 館外作業

太陽公園管理施設より太陽公園内と白鳥城内のトイレ清掃を請負う。太陽公園内清掃は基本的に毎日行う。白鳥城清掃については太陽福祉グループ内施設である南

光園と折半で行うため両施設の園内行事などを調整しながら日替わりで行う。それに加え、太陽福祉グループ内にある姫路社会福祉事業協会が所有するみらい館の廊下、トイレの清掃も行う。大型連休他、多数の来客者数が見込まれるなどの理由で管理施設の要請があった場合はその都度対応する。

(5) 館内清掃（作業訓練）

作業訓練として施設内の清掃を毎日行ってもらう。訓練ではあるが清掃場所は利用者の生活共用部分であるため、これらの作業については施設との契約関係として位置付け作業代金を支払う。

（作業場所）

食堂、浴室、談話室、廊下・洗濯室、喫煙室・西テラス、西トイレ、東トイレ、中央階段（1～5階）
洗車作業（1回/週）、集会室・面接室・ボランティア室。

(6) 三愛園清掃作業

太陽福祉グループ内障害者支援施設三愛園の地域交流ホーム清掃作業を請負う（月・水・金・土曜日、15:30～16:30の1時間）と共に、デイサービス食堂清掃（月～土曜日、15:30～16:30の1時間）、障害者支援施設三愛園の廊下等掃除（月～土曜日、15:30～16:30の1時間）を行う。

(7) 三愛園車両洗車作業

太陽福祉グループ内障害者支援施設三愛園の車両洗車作業を請負う。作業日は月・水・金で、作業時間は13:30～14:30の1時間とする。

(8) 三恵園清掃作業

太陽福祉グループ内障害者支援施設三恵園の食堂・廊下・トイレ清掃作業を請負う。作業日は月～金で、作業時間は9:30～11:00の1時間30分とする。

(9) 太陽園清掃作業

太陽福祉グループ内にある太陽園の廊下清掃（1階～4階）（月～土曜日、13:30～16:30の3時間）を請け負う。

(10) 作業工賃支給

作業に関しては、その委託先からの工賃は毎月15日に支給している。作業工賃の計算方法は井上化成、くわちゃんハウス、植田紙工は多人数で一緒に行う作業である

ことから出席日数に応じて支払うこととする。

5. 医 療

(1) 基本方針

主訴に耳を傾け、健康に生活を送っていただけるよう支援し、感染予防に努める。

(2) 実践的目標

- ①日常生活の健康管理に万全を期し、病気の予防に努めると共に、病状の早期発見と早期治療に努める。その為にも医療機関との連携を密にする。
- ②慢性疾患に対しては、利用者自身が自分のこととして認識できるよう日常生活支援の中で、より身近な動機付けに努める。
- ③観察を重視し、職種間の情報交換を密にし、利用者の心身の変化を早期に把握し適正な対応をすると共に精神的援助に心掛け、適切な看護の実践に努める。

(3) 来診内容

網島会厚生病院 内科、健康診断
六甲福祉会メンタルクリニック 精神科

(4) 病院外来診察内容

- ・厚生病院（内科、眼科）
- ・山田脳外科
- ・さかい病院（整形）
- ・恵風クリニック（精神科）
- ・揖保川病院（精神科）
- ・水野クリニック（泌尿器科）
- ・中山皮膚科
- ・福島歯科医院
- ・その他、症状に合わせて随時受診

(5) 施設内処置

- ・健康診断 年2回
検査項目:レントゲン間接撮影、検尿、検血、体重測定、血圧測定、視力検査、
成人病検診
- ・薬物の管理

- ・インシュリン注射
- ・高血圧者血圧測定表の確認
- ・血圧（1回／月）
- ・体重測定
- ・排尿／排便表の確認
- ・オシメ交換時、入浴時等身体観察
- ・インフルエンザ予防接種

(6) 機能回復訓練、減退防止に対する配慮

高齢化・重度化に合わせて、毎日2回のラジオ体操、歩行訓練を行うほか、散歩・リハビリ等により機能回復・維持への意欲を高める為に取り組む。

(7) 換 気

空気の入換を目的に、1日に2回アナウンスにて自主的に居室の換気を促す。

6. 食 事

(1) 基本方針

厨房業務を小野丸玉フーズに委託することにより、より美味しく食べていただくことを基本とし、利用者の特性と医学的特性や嗜好を考慮し身体的状況をみながら家庭的で暖かみのある食事を提供する。その上で、出来る限り指導的側面を排除し、自分の力で食事が摂取できるようにカフェテリア方式を取り入れる。

(2) 施設内基準

- ・栄養基準は令和1年度入所者平均年齢と平均労働作業量から以下の通りとし、この栄養基準に基づいた献立を作成し食事を提供する。

エネルギー-(kcal)	たんぱく質(g)	脂 質(g)	カルシウム(mg)	鉄(mg)
2 1 0 0	7 0	5 5	7 0 0	1 0
ビタミンA(ugRE)	ビタミンB1	ビタミンB2	ビタミンC	食 塩
8 0 0	1. 1 0	1. 2 0	1 0 0	8. 5

(3) 嗜好調査

- ・年2回嗜好調査を行い、利用者の嗜好や要望を把握しその具現化を図る。

(4) 衛生管理

- ・調理従事者の検便を月1回（5月～10月は2回）実施する。
- ・委託業者による害虫駆除を行う。（1回／毎月）
- ・衛生管理点検表に基づく衛生管理及び調理従事者の健康管理に留意する。
- ・施設内に食中毒防止のポスターを掲示し、注意を促す。
- ・食中毒、ノロウイルス対策として、施設の出入り口に消毒液を設置し、手指消毒を徹底する。

(5) 選択メニュー

- ・昼食については月2回選択食とし、同じ材料で味付けや調理方法を変えたり、主采を全く違うものにしたたり、様々な形で組合せを考え選択して頂けるよう取り組む。

(6) 誕生日会

- ・利用者の誕生日に個別対応として、レストラン「スワン」にて食事機会を提供、毎月第2土曜日に集祝い膳として提供する。

(7)行事食

- ・5月……端午の節句
- ・7月……七夕、土用の丑
- ・8月……夏野菜バイキング
- ・9月……敬老の日、お月見
- ・11月…備蓄訓練
- ・12月…クリスマス・忘年会、創設記念日
- ・1月……おせち料理、餅つき
- ・2月……節分、鍋料理
- ・3月……雛祭り

(8)備蓄食

- ・震災や食中毒など、緊急時に備え厨房の倉庫に設置し、食料品及び飲料水をはじめ使い捨て容器や箸、カセットコンロ等を常備する。また、緊急事態時に備え、備蓄食品をはじめ様々な物を利用して、いかなる時も食事提供出来るように訓練を行う。

7. 職員研修

職員の資質向上と専門知識の習得のため各研修会に参加させる。

- ① 全国救護施設協議会にかかると研修会
- ② 近畿救護施設協議会にかかると研修会
- ③ 兵庫県更生施設連盟にかかると研修会
- ④ 全国社会福祉協議会にかかると研修会
- ⑤ 大阪府社会福祉協議会にかかると研修会
- ⑥ 兵庫県社会福祉協議会にかかると研修会
- ⑦ 太陽福祉グループ内研修会
- ⑧ 施設内研修会（C P R心肺蘇生術研修会 4 回/年、個別支援計画研修会 4 回/年、他救護施設見学会 3 回/年、外部講師研修会 1 回/年）

8. 会 議

職員間の連携を図り、一体化された支援を推進するため以下の会議を定期的実施する。

会議名	内容	参加者	実施回数
職員会議	・利用者支援全般に関する事項の協議・検討 ・次月行事等の検討	全職員	1 回/月
リーダー会議	・利用者支援全般に関する事項の検討	施設長 各課責任者	1 回/月
リスクマネジメント会議	・利用者の生活面の危機回避の検討	指導員、看護師 担当生活支援員	1 回/月
スタッフ会議	・利用者の生活面の検討 ・援助上の諸問題への検討	指導員 生活支援員（各班リーダー）	1 回/月
グループ会議	・利用者の生活面の検討 ・個別支援計画の作成	各班生活支援員 指導員、看護師	1 回/月
医務会議	・利用者の医療面の確認 ・利用者の生活面の検討	施設長、看護師 各課責任者	1 回/2 カ月
衛生会議	・職員の心身両面の確認	産業医、施設長、看護師	1 回/月
給食会議	・厨房業務、行事食の立案、食中毒予防の検討	栄養士、看護師 生活支援員、委託業者	1 回/月
居宅生活訓練会議	・居宅生活訓練事業に関する協議、	居宅生活訓練事業責任者 指導員、看護	1 回/月

	検討	師、栄養士 生活支援員	
行事担当者会議	・各種行事の企画、準備を実施	各行事担当生活支援員 指導員	1回～2回/月
入所判定会議	・利用者の入退所に関する協議を行う	施設長、看護師、指導員	1回/週

9. 安全管理

(1) 防火防災

日中、夜間等を想定しての避難訓練を行う。また、消火器・消火栓による消火活動の訓練も行う。

(2) リスクマネジメント

利用者の生活圏で想定されるリスクを事前に回避するために、あらゆる面から利用者が「安全・安心」に暮らせるための生活環境を検討、整備していくことを目的とする。施設内では基本方針に基づき業務の標準化を図れるようにマニュアルを作成し、リスクの視点が深められるようにヒヤリ・事故検討後、回覧し、必要に応じて報告を行い改善に繋げていく職員集団として、危機管理能力を高めていく事を課題とする。想定訓練(火災・地震)を実施し、利用者に意識した生活を送ってもらう。又、生活の中で想定される事象や季節(食中毒やノロウイルス)に応じた想定訓練も実施していく。東日本大震災をはじめ、これまでの災害時の対応で得た成果や課題を整理し、「全国救護施設協議会 災害対応マニュアル」を活用し、災害物資(衣類やパッド類)も徐々に集めていく。

(3) 個人情報保護

個人情報保護法の適用遵守義務を受け個人情報データ、ケース記録等の管理の徹底を行う。

(4) 虐待予防

虐待の一因である職員のストレスの軽減を図るため、精神科医の協力のもとストレスチェックを行う。

1 0. 苦情解決

(1) 基本方針

施設利用者からの苦情に、公正かつ組織的に対応し、苦情の適切な解決に努める。
また、苦情解決により施設サービスの向上を目指すとともに、利用者との信頼関係の向上を図る。

(2) 実践内容

- ① 苦情の受付は直接又は意見箱を通して行う。意見箱は月曜日毎に確認する。
- ② 第三者委員への報告を行い、必要な対応を行う。
- ③ 苦情申出人が第三者委員への報告に対して明確な拒否の意思表示がある場合は苦情解決責任者との話し合いによる解決を行う。

1 1. 地域交流

(1) 運営委員会

大阪市役所、姫路市役所、地域自治会長に委員となっただき施設への理解を図ると共に適切な運営のための話し合いを行う。年1回実施する。

(2) 清掃活動

地域へのボランティア活動として利用者が主体となり毎月1回近隣の清掃活動を行う。

(3) 機関紙の発行

広報活動を目的とし、1回/月、各福祉事務所、並びに、林田地区に機関誌を配布する。(平成28年度8月より実施)

(4) 林田地区社会福祉協議会

本年度も継続して姫路市社会福祉協議会林田支部に加盟する。主に「はやしだ交流センターゆたりん」を中心とした活動を行い、地域住民の一員として貢献する。

(5) 近隣にある伊勢小学校の生徒に、農園作業で飼育したメダカをプレゼントし、情操教育の一助となる。

1 2. 施設整備

(1)ワックス

5月に各階居室と廊下・談話室・食堂について行う。

1 3. 職員健康診断

職員の健康管理のため、次の項目について年1回検査を行う。

検査項目: レントゲン間接撮影、検便、検尿、検血、体重測定、血圧測定、視力検査、聴力検査、成人病検診(35歳以上は胃透視検査)、内科診察、その他

1 4. 重点的な取り組み

中長期的な観点より勘案し、本年度重点的に行わなければならない取組を下記に挙げる。

(1)予算、決算等の適正な財務管理で経営の安定化を図る

(2)人材確保・育成、人事管理、職員処遇に努め、元気な組織づくりに取り組む。

(3)多様な障害を持たれた利用者の増加に伴い、利用者の入退所支援において、より個別性を担保し、その人らしい生活の在り方を、協議、実践する。その為に、指導員を2名体制とし、継続的に救護施設指導員加算を算定する。

(4)各種障害を問わず、医療面・介護面・精神面に対するニーズの高い利用者の増加に伴い、看護師、介護職員、精神保健福祉士を加配し、利用者のADL面に加え、QOL面の支援の充実を図る。その為、救護施設看護職員加算、並びに、介護職員加算、精神保健福祉士加算を算定する。

(5)居宅生活訓練事業を経て、地域生活移行を果たした退所者が新たな生活環境(地域・職場)の中で定着するまでには、健康や対人関係等で不安定に陥る事例が多く、問題解決のための早期対応が継続的に必要となる。その為、保護施設通所事業を実施し、生活安定のための日中活動支援や就労支援(伴走型支援)、居宅等訪問(アウトリーチ型支援)による生活状況確認指導や相談支援を実施する。今年度は、準備年度と位置付ける。

- (6)「地域の誇りとなる」ことを目標に、地域貢献事業を継続的に行っていく。昨年度までに、姫路市と福祉避難所の委託契約、天災発生時、地域の方々用に備蓄食の整備、姫路市より中間就労事業の認可を得る。今年度は、農園作業で飼育するメダカを近隣にある伊勢小学校の学生にプレゼントし、情操教育の一助となる。
- (7)地域にある、「林田交流センターゆたりん」で開催される祭り等行事に、利用者と共に積極的に参加し、地域の方々との交流を図る。
- (8)職員が研鑽出来る環境を目指して、施設内研修会（C P R心肺蘇生術研修会 4 回/年、個別支援計画研修会 4 回/年、他救護施設見学会 3 回/年、「人権擁護・虐待防止」外部講師研修会 1 回/年）を適宜開催する。
- (9)働きやすい職場を目指し、秋口に「ストレスチェック」を実施予定。ストレスチェックの結果を受け、職場環境の改善を図る。
- (10)昨年度より開始した、毎月の「近況報告」に加え、利用者の家族に向け、事業内容を説明する為「家族会」開催を予定する。それにより、双方理解を深めることで、各利用者にとって、施設が提供する支援が、より一層的を得た内容になることを目指す。